

みんなの年金について考えよう 第1回

2013年6月25日

全3頁

年金制度の全体イメージをつかむ

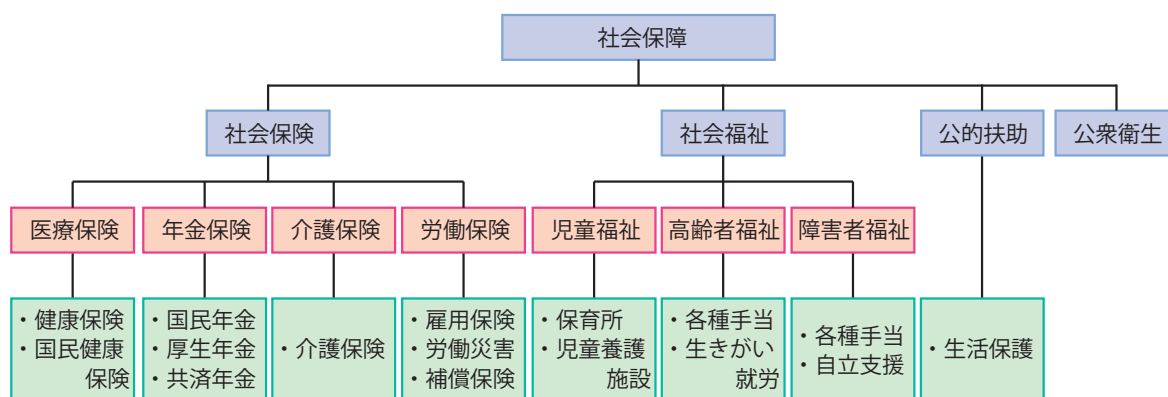
金融調査部 研究員
佐川 あぐり

年金制度は、私たち国民一人一人にとって、とても身近で大切な制度です。ですが、似たような専門用語がたくさん使われていてわかりにくい、色々な制度があって整理ができない、自分はどの制度に加入できるのかわからない、などなど、身近に感じられない方々が多いと思います。まず、初回では、年金制度の全体的なイメージを捉えることから始めましょう。

■年金と社会保障の関係は

年金制度は、社会保障の4分野の1つ「社会保険」のうち、「年金保険」という枠組みに位置づけられています。社会保障とは、国民が生活に困窮した場合に、国が経済的に最低限の生活を支えるという制度です。そのために必要となるお金（財源）は、私たち国民が加入者として納める保険料と税金でまかなわれます。このお金をもとにして、年金や医療、介護、児童福祉、生活保護など、すべての社会保障制度が運営されているのです。私たちは保険料や税金を納めなくては、こうした各種サービスを受けることができません。

図表1 社会保障の全体像



（出所）一般財団法人厚生労働統計協会「保険と年金の動向 Vol.59 No.14」を参考に大和総研作成

特に、年金保険（公的年金）の制度は、今現役で働いている人たちが納める保険料を、今の高齢者に配分するという仕組み（これを賦課方式といいます）なので、保険料を納めないことには、この仕組みが成り立ちません（ただし、確定拠出年金制度は自分で積み立てたお金を将来受け取るという仕組みで、これを、積立方式といいます）。

■全国民に共通の年金制度「国民年金」

私たち国民にとって、基本となる年金制度は「国民年金」です。国民皆年金という考え方のもと、20歳以上のすべての国民は「国民年金」に加入します。加入者は職業などによって「第1号被保険者（自営業者や学生）」、「第2号被保険者（民間サラリーマンや公務員）」、「第3号被保険者（専業主婦など＝民間サラリーマンや公務員に養われている配偶者）」の3種類に分けられています。本コーナーでは、わかりやすくするため、「1号の人」、「2号の人」、「3号の人」と呼ぶことにします。そして、私たちが「何号の人」であるかによって、保険料の納め方は異なります（具体的には、次回説明します）。

国民年金の加入者に給付される年金は「**基礎年金**」と呼ばれます。実際に年金給付を受けられるのは、老齢になった時、障害を負ったとき、死亡した時、の主に3つのケースです。その時にもらえる額は、20歳から59歳までの加入期間の間に納めた保険料に応じて決まります（年金給付については、第3回で説明します）。

■基礎年金に上乗せして給付される年金は、加入者分類によって異なる

日本の年金制度は「国民年金」を基礎とした3階建ての体系と言われます。1階部分は全国民に共通した「国民年金」、2階、3階部分については、加入者分類によって異なった仕組みが用意されていて、場合によっては加入するかどうかを自分で選べるというイメージです。1階部分では基礎年金が給付されますが、あくまで最低限の金額です。これに加えて、2階、3階部分の制度に加入していれば、基礎年金に上乗せして被用者年金や企業年金の給付が受けられるため、より手厚い生活保障が受けられることになります。

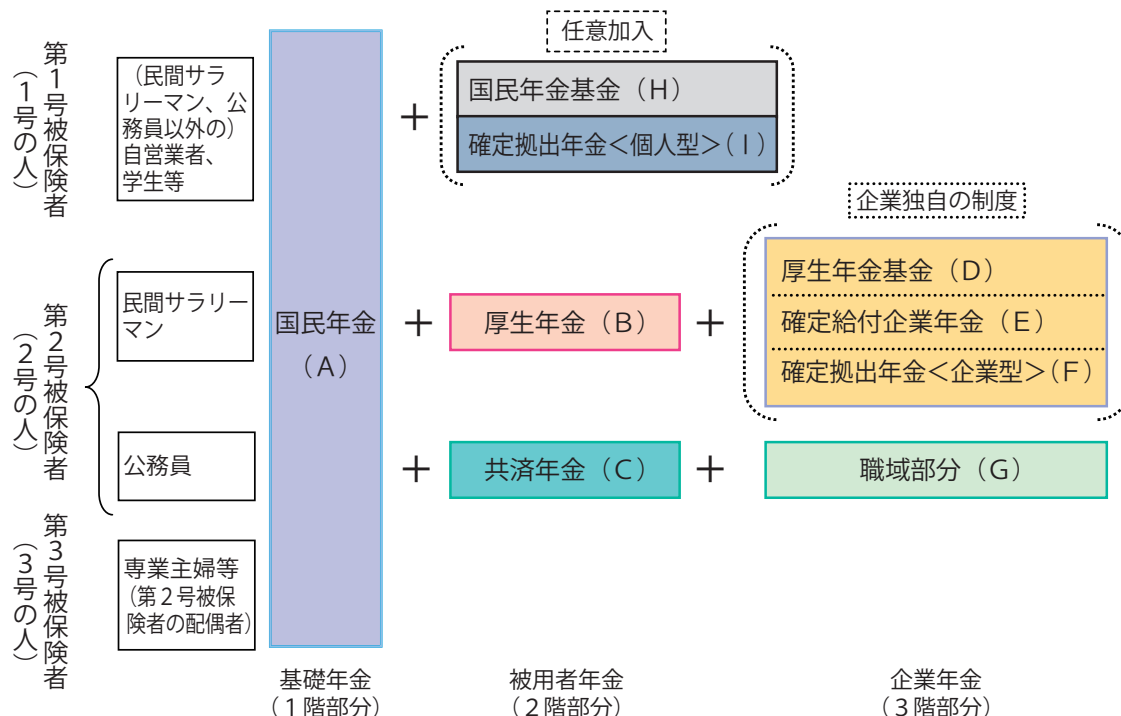
では、1号の人から順番に、どのような制度体系になっているのか確認していきましょう。1号の人は、1階部分の「国民年金（A）」に加えて、2、3階部分として「国民年金基金（H）」と「確定拠出年金＜個人型＞（I）」に加入できます（場合によって、両方の制度に加入することも可能です）。いずれの制度も、加入するかどうかは任意です。両制度の加入者は合わせても、「国民年金（A）」加入者の3%程度にとどまっています。

2号の人はどうでしょうか。民間サラリーマンであれば、1階部分の「国民年金（A）」に加えて、2階部分の「厚生年金（B）」も強制的に加入することになります。さらに、勤めている企業が企業年金（「厚生年金基金（D）」、「確定給付企業年金（E）」、「確定拠出年金＜企業型＞（F）」）を用意している場合には、それぞれの制度へも加入できます。公務員については、「国民年金（A）」に、2階の「共済年金（C）」、3階の「職域部分（G）」が強制加入となります（ただし、平成24年8月の「被用者年金一元化法案」の可決・成立により、平成27年10月以降は、2階部分の「共済年金（C）」が「厚生年金（B）」に統一されることになりました。「職域部分（G）」については廃止、新たな制度が定められることになっています）。

そして、3号の人については、「国民年金（A）」の加入者ではありますが、加入者本人は保険料を支払いません。その人の配偶者が勤め先で加入する「厚生年金（B）」、「共済年金（C）」が負担しています。

このように、私たちが何号の人であるかによって、加入できる制度はそれぞれ違います。転職した時などに、加入者分類が変更することがありますが、その場合には役所等への申請が必要となりますので、しっかりと確認しておく必要があります。

図表2 加入者区分によって加入できる年金制度



（注）これら制度以外に、自助努力による個人年金や財形年金などもある。

（出所）厚生労働省ウェブサイト等より大和総研作成

以上
（次回予告：年金制度の保険料の仕組み）